

庁舎整備だより

庁舎整備準備室 電話(63)2481

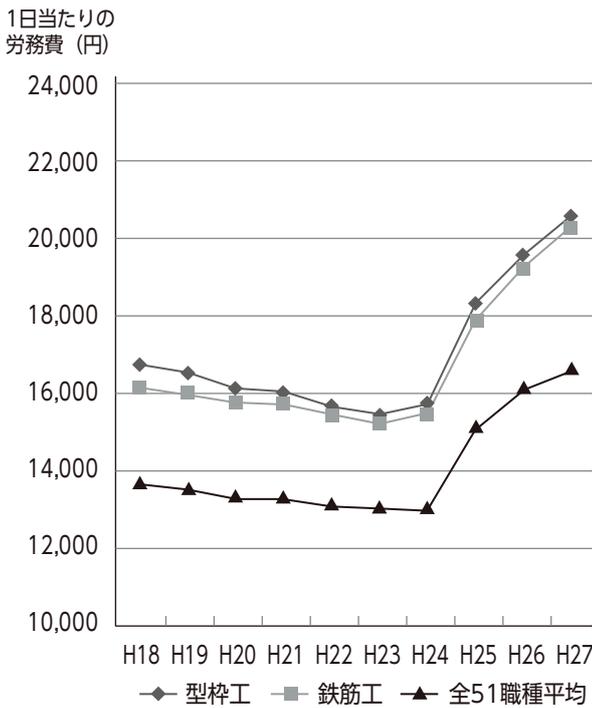
第8号

「鹿沼市新庁舎整備基本計画」は、市議会庁舎整備検討委員会等の意見や、時点修正等による文言の訂正などを行い、5月20日に政策決定しました。

しかしながら、建設工事費が高騰している社会情勢を考慮した結果、基本設計の発注などは先送りすることが現実的であると判断し、庁舎整備事業を延期することとなりました。

今回は、事業の延期決定と、パブリックコメントで寄せられた意見への回答についてお知らせします。

公共工事設計に係る労務費の推移



事業の延期について

東北の震災復興事業や、東京オリンピック・パラリンピックなどの影響で建設需要が高まり、労務費や建設資機材などの建設工事費が高騰しています。今後、当面の間は高止まりの傾向です。

それによる財政上のリスクを最大限考慮した結果、設計や工事着工については、延期することを決定しました。

しかし、今後も「市民の参画と協働」による新庁舎の建設を基本としながら、「安全で、市民が利用しやすい庁舎」を目指し、建設工事費の動向を的確に見極めることも、庁舎建設基金への継続的な積み立てや、国庫補助金等の導入の可能性について検証するなど、適切に対処していきます。



新庁舎整備基本計画(案)のパブリックコメント

基本計画(案)について、パブリックコメントの募集をしました。その際に寄せられた意見と回答を、抜粋して紹介します。パブリックコメントの結果については、庁舎整備準備室または市ホームページで公表しています。

実施期間 4月24日(金)

～5月19日(火)

コメント数 21件(5人)

意見①：現庁舎とは別の場所に建設した方がよい。例えば、比較的地代の安い市街化調整区域などで、駐車場と接道を確保した計画に変更してはどうか。

回答①：市街化調整区域への庁舎建設は、都市計画法上の規定により行えません。新庁舎の位置は、「鹿沼市新庁舎基本構想」第Ⅵ章の「最終的な位置の決定」に基づき、「現庁舎敷地」と定め、基本計画においても継承しています。

意見②：建築基準法の改正要点や建築技術の技術革新を精査し、木造・木質化を前提とした議論をしてほしい。

回答②：新庁舎の構造については、設計段階において、地質調査の結果や建物の階層・形状・耐震性、建築・維持管理コストなどを踏まえて検証し、CLT(直交集成板)工法等の可能性も含め、総合的に決定します。今後とも、法改正や技術革新を精査・研究し、「木造・木質化」について前向きに検討していきます。

意見③：社会保障・税番号制度導入による行政事務の簡素化や人口の減少、情報インフラを活用した行政システム等を考慮して、新庁舎の「規模」について議論してほしい。

回答③：今後、新たな行政システムにより組織が改編されたり、職員数が減少したりする可能性があります。新庁舎の整備規模については、「12,000㎡を上限」としましたが、今後集約可能な機能をさらに精査し、規模縮小に努めます。また、「既存公共施設の有効活用による整備規模の縮小」についても、設計時に「柔軟に対応する事項」として掲げることとしました。

戦後70年

空き家対策

市議会議員選挙

市民文化祭

ecoの環

人権・庁舎整備

市民のひろば

入園ガイド

フラッシュ・健康

お知らせ

ギャラリー